

中城村地域公共交通協議会設置要綱

中城村訓令第7号

(目的)

第1条 中城村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、村内の地域住民の生活交通の確保と自立した日常生活及び社会生活に寄与するため、村内の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(構成)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、その役職については別表1のとおりとする。

- (1) 村長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表及びその事業者の組織する団体
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表及びその事業者の組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 地方運輸局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、村長又はその指名する者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長に事故がある場合には、副会長又はあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員はやむを得ない事由のために協議会に出席できないときは、その旨を会長に申し出て、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。
- 6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 会長は必要があると判断される場合は、委員以外の者に対して資料の提出又は協議会への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(召集)

第 7 条 協議会は、協議の必要があると判断されるときに随時開催することとし、会長が召集する。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は中城村役場企画課に置く。

2 地域公共交通に関する相談等の連絡窓口は事務局に置く。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。

別表1

中城村地域公共交通協議会構成員名簿

	役職名	所 属	備 考
1	会 長	中城村副村長	
2	委 員	内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室	
3	〃	内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課	
4	〃	沖縄県企画部交通政策課	
5	〃	内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所	
6	〃	沖縄県土木建築部中部土木事務所	
7	〃	那覇バス株式会社	
8	〃	東陽バス株式会社	
9	〃	一般社団法人沖縄県バス協会	
10	〃	合名会社共友タクシー	
11	〃	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	
12	〃	宜野湾警察署交通課	
13	〃	学識経験者	
14	〃	中城村老人クラブ連合会	
15	〃	中城村PTA連合会	
16	〃	自治会長会会長	
17	〃	住民(公募)	
18	〃	住民(公募)	
19	〃	住民(公募)	
20	〃	住民(公募)	
21	事務局長	企画課長	
22	事務局	企画課係長	
23	〃	企画課担当	